

第38号議案

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月22日

春日市議会

議会運営委員会委員長 與 國 洋

提案理由

広報広聴委員会の設置に伴い、同委員会の委員長に係る議員報酬の額を定めるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例
の一部を改正する条例

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(昭和26年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「及び議会運営委員会委員長」を「、議会運営委員会及び広報広聴委員会(春日市議会委員会条例(昭和48年条例第24号)第5条第1項に規定する特別委員会であって、議会活動の広報広聴に関する事項を所管するものをいう。)の委員長」に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。